

平成30年度兵庫県公立学校教員採用候補者選考試験の変更について

平成30年度兵庫県公立学校教員採用候補者選考試験について、以下の3点を変更する。

1 小学校・特別支援学校区分の1次選考試験（筆記）に英語を加える。

4教科（国語、社会、算数・数学、理科）で実施している小学校・特別支援学校区分の1次選考試験における筆記試験（教科専門）に英語を加え、5教科で実施する。

なお、5教科とも概ね義務教育課程修了程度の内容とする。

2 第1次選考試験における加点措置対象を拡大する。

○新たな加点対象

- ・視能訓練士、手話通訳士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資格所有者【20点】
- ・看護師の資格を有し、5年以上の実務経験を有する者（高校「福祉」受験者に限る。）【20点】

○加点される点数が変更となる対象

- ・臨床心理士の資格所有者【20点】（現行10点）
- ・介護福祉士の資格を有し、5年以上の実務経験を有する者（高校「福祉」受験者に限る。）【20点】（現行10点）

《参考》

【現行】

資格を有する者		10点
①	司書教諭資格所有者	
②	栄養士、管理栄養士、調理師の資格所有者（「家庭」受験者）	
③	臨床心理士の資格所有者	
④	介護福祉士の資格を有し、5年以上の実務経験を有する者（高校「福祉」受験者）	

【変更後】

資格を有する者	①	司書教諭資格所有者	10点
	②	栄養士、管理栄養士、調理師の資格所有者（「家庭」受験者）	
	①	視能訓練士、手話通訳士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資格所有者	20点
	②	臨床心理士の資格所有者	
	③	介護福祉士または看護師の資格を有し、5年以上の実務経験を有する者（高校「福祉」受験者）	

※一芸・一能に秀でた者、英語資格所有者、国際貢献活動の経験がある者に対する加点については、現行どおり

3 中学校・特別支援学校区分と高等学校区分における第2希望制度を拡充する。

「国語」、「数学」、「英語」の3教科で実施している第2希望制度の教科に「音楽」、「美術」、「保健体育」、「家庭」を追加し、7教科とする。

ただし、両区分のどちらかで募集しない教科においては、実施しない。

《参考》

第2希望制度とは、中学校・特別支援学校区分および高等学校区分の受験者のうち当該免許状を持つ者は、第2希望として高等学校または中学校・特別支援学校区分を希望することができる制度である。

【注意】

※平成30年度兵庫県公立学校教員採用候補者選考試験の日程は3月下旬、その他詳細は4月下旬を目途にHP等で発表する予定です。